1　品種登録の番号　第24399号
2　品種登録の年月日　平成27年7月9日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　アンペチュ　1
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
安達勝司
千葉県市原市古市場621番地
7　出願公表の年月日　平成22年10月28日

1　品種登録の番号　第24400号
2　品種登録の年月日　平成27年7月9日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solanum peruvianum L.
4　登録品種の名称　ポテモン
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
雪印種苗株式会社
北海道札幌市厚別区上野幌一条5丁目1番8号
7　出願公表の年月日　平成22年2月18日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県雲仙市国見町神代丁字灰木七八二の四・国見町神代辛字灰木一四三六の三・一四三六の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四三六の二、一四三六の六、一四三六の七、瑞穂町西郷丁字奥山一九二三の二、字東山口二〇八九、二一一七、瑞穂町古部甲字中尾二五〇六の二、二五〇六の三、二五〇六の一三、二五〇六の一四、瑞穂町古部乙字本川内二二六六の一から二二六六の一〇まで、二二六六の一二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市木場町二〇六、二〇八の一、二〇九、二一一、二三七の第二、二三八から二四〇まで、二五〇の二、二七一の二、二七二、二七三の一、二九四、二九六、二九九、三〇〇、西山四丁目五六の一から五六の四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区有浦二五〇の一、二五〇の二、二五一の一から二五一の五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県村山市・東村山郡中山町・西村山郡河北町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに村山市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）